

重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、札幌市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 nicoro
代表者（職名・氏名）	代表取締役・田中 智彦
会社の所在地	〒063-0831 札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 1 番 12 号 MT ビル 403 号
設立年月日	令和 5 年 10 月 17 日
電話番号	011-688-9120

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ニコロ訪問看護ステーション	
サービスの種類	指定訪問看護（介護保険）	
事業所の所在地	〒063-0831 札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 1 番 12 号 MT ビル 403 号	
電話番号	011-688-9120	
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 4 月 1 日指定	0160491056
管理者の氏名	田中 智彦	
通常の事業の実施地域	札幌市西区、手稲区、北区、中央区、東区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり当事業所の専門職員の必要性について主治医が認めた利用者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、利用者に対し看護師がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

1. 療養上の世話
2. 病状および心身の状況の観察
3. 病気治療のための看護
4. 食事、排せつおよびその他日常生活のサポート
5. 医療面のおける助言
6. 精神状態の評価並びに看護
7. 療養生活および介護方法の指導
8. リハビリテーション
9. 医師の指示による医療的処置

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	8時30分から17時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 5人、非常勤 0人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 1人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. 虐待の防止のための措置

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業者、及び介護者(現に介護している家族・親族・同居人等)に疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	田中 智彦
-------------	-------

8. サービス提供の担当者

利用者へのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

管理責任者の氏名	田中 智彦
----------	-------

い。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

9. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービス利用の場合、超えた額の全額をご負担となります。

（1）提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

■基本報酬（要支援者）

提供時間	訪問者	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	303	309円	619円	928円
30分未満	看護師	451	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満	看護師	794	811円	1,621円	2,432円
1時間以上1時間30分未満	看護師	1,090	1,113円	2,226円	3,339円
リハビリ 20分	理学療法士等	284	290円	580円	870円
リハビリ 40分	理学療法士等	568	580円	1,160円	1,740円
リハビリ 60分	理学療法士等	426	435円	870円	1,305円

■基本報酬（要介護者）

提供時間	訪問者	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師	314	321円	641円	962円
30分未満	看護師	471	481円	962円	1,443円
30分以上1時間未満	看護師	823	840円	1,681円	2,521円

1時間以上 1時間30分 未満	看護師	1,128	1,152円	2,303円	3,455円
リハビリ 20分	理学療法士 等	294	300円	600円	901円
リハビリ 40分	理学療法士 等	588	600円	1,201円	1,801円
リハビリ 60分	理学療法士 等	795	812円	1,623円	2,435円

准看護師の訪問は90／100となります。

(2) 加算

加算名称	単位数	ご利用者様負担額			算定回数 等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600	613円	1,225円	1,838円	1月につき
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574	586円	1,172円	1,758円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	511円	1,021円	1,532円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	256円	511円	766円	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	2,553円	5,105円	7,658円	死亡月に 1回
初回加算Ⅰ	350	357円	715円	1,072円	初回のみ※
初回加算Ⅱ	300	306円	613円	919円	初回のみ※
退院時共同指導加算	600	613円	1,226円	1,838円	1回当たり
看護・介護職員連携強化加算	250	255円	511円	766円	1月につき
看護体制強化加算 〈要支援者〉	100	102円	204円	306円	1月につき
看護体制強化加算Ⅰ 〈要介護者〉	550	562円	1,123円	1,685円	1月につき

看護体制強化加算II 〈要介護者〉	200	204円	408円	613円	1月につき
複数名訪問看護加算I (30分未満)	254	260円	519円	778円	1回当たり
複数名訪問看護加算I (30分以上)	402	411円	821円	1,232円	1回当たり
複数名訪問看護加算II (30分未満)	201	206円	411円	616円	1回当たり
複数名訪問看護加算II (30分以上)	317	324円	648円	971円	1回あたり
長時間訪問看護加算 (1.5時間以上)	300	307円	613円	919円	1回当たり
中山間地域等における 小規模事業所加算	基本報酬の10%を加算				1回当たり
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	基本報酬の5%を加算				1回当たり
サービス提供体制強化加算 (I)	6	6円	12円	18円	1回当たり
サービス提供体制強化加算 (II)	3	3円	6円	9円	1回当たり
専門管理加算(イ)※1	250	255	511	766	1月当たり
専門管理加算(ロ)※1	250	255	511	766	1月当たり

小数点の計算により誤差が生じる場合があります。

※ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1~6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

※ 初回加算は初回の訪問看護を行った月、2ヶ月間において当ステーションからの訪問看護の提供を受けず訪問看護が再開になった月、要支援から要介護または要介護から要支援となった月に加算します。

Iは病院や施設から在宅に移行した当日に訪問看護を行った場合。

IIは病院や施設から在宅に移行した翌日以降に訪問看護を行った場合

※ 緊急時訪問看護加算を算定している場合は、1月以内の2回目以降の緊急訪問から、早朝(午前6時~8時)夜間(午後18時~午後22時)は25%増し、深夜(午後22

時～午前 6 時) は 50% 増しとなります。

- ※ 緊急訪問看護加算 I は緊急時訪問における看護師業務の負担の軽減に資する十分な業務管理などの体制の整備が行われている場合、II はそれ以外の場合で利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合に算定できます。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、ご利用者様に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 看護体制強化加算は、中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算それぞれの算定実績が一定以上ある事業所を評価する加算です。
- ※ 複数名訪問看護加算 I は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(ご利用者様の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算 II は、看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(ご利用の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者ることを想定しており、資格は問いません。秘密保持や医療安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があります。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が次の地域にあり、1 月当たりの延訪問回数(前年度の平均延訪問回数)が 100 回以下の事業所である場合に、ご利用者様の同意を得て加算します。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、次の地域に居住しているご利用者様に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通

費は徴収しません。(中山間地域等：札幌市は該当しません)

- ※ 中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
 - ※ サービス提供体制強化加算は、全ての看護師等に研修や健康診断を実施し、技術指導等を目的とした会議を定期的に開催し、勤続年数の長い職員を多く配置している事業所において算定が認められる加算です。
 - ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 1 イは緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに専門的な研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合、ロは特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定が認められる加算です。

注) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は金額をお支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(2) その他費用について

保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

①交通費	介護保険での訪問看護の利用においては、原則として交通費は発生しません。	
②駐車料金等	有料駐車場を使用する場合でも料金は請求致しません。	
③キャンセル料	利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料を頂戴致します。ただし容体の急変など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。	
キャンセルの時期		キャンセル料
利用予定日の前日 17 時 30 分まで		不要
利用予定日の当日		5,000 円

訪問提供時間帯		単位	金額
営業時間内で 90 分を超える訪問 (長時間訪問看護加算対象外の時)	9:00～17:00	30 分毎	4,000 円
営業日以外の訪問		1 回	2,000 円
週 3 回を超える訪問 (回数制限のある方)		1 回	8,000 円

死後の処置料 10,000 円

利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となります。生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

(3) 支払い方法

① ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日前後の訪問日に直接お渡します。
② お支払い方法等	基本的に当月料金の合計額について、別に手続きした当社指定の銀行口座から利用月の翌月 26 日（土日、祝日の場合は銀行翌営業日）に自動引き落としてお支払い頂きます。なお指定の口座をお持ちでない場合、又はお手続きが間に合わない場合、利用月の翌月 15 日以降最初の訪問日に請求書をお渡しし、直接現金又は指定口座へ振り込みでのお支払いとなります。振り込み手数料に関しては原則利用者負担となりますのでご了承ください。支払期限は原則利用月の月末日とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関の名称 医師氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 011-688-9120 面接場所 当事業所の相談室 管理者：田中 智彦
---------	--

相談及び苦情の対応

苦情又は相談があった場合は原則として管理者が対応しますが、対応できない場合はほか職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告します。状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行うとともに、担当者からの事情を確認します。

(2) サービス提供に関する苦情相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	札幌市役所	電話番号 011-211-2111
	北海道国民健康保険 団体連合会	電話番号 011-231-5175

12. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ・利用者やそのご家族を車に乗せての移動
- ・各種行政機関への書類手続き代行

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。